

法令等改正情報

法令等改正の動向を掲載します。詳細については、記載のHPをご覧ください。ご意見、ご感想等がありましたら、事務局までお寄せください。

法令等の名称	改正の概要（2月20日現在）
<p>災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）</p> <p>平成29年9月29日公表</p>	<p>平成19年8月に作成した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の改訂</p> <p>(1) 平常時における石綿使用建築物等の把握を追加</p> <p>(2) 住民・初動対応者への注意喚起を追加</p> <p>(3) 建築物等の被災により露出した石綿の把握方法を、建築物等の石綿使用状況等の情報（アスベスト台帳等）及び建築物等の倒壊・損壊の情報に基づき自治体が確認調査を行う方法に改正</p> <p>(4) 建築物等の所有者等による応急措置が困難な場合、自治体が応急措置を実施することを追加</p> <p>(5) 「環境モニタリング」について、新たに規定</p> <p>(6) 特定建築材料以外の石綿含有建築材料（いわゆるレベル3建材）に関する記載を拡充</p> <p>(7) 津波等により発生した混合廃棄物の処理における留意事項を追加</p> <p>(8) 「自治体による立入検査」について、新たに規定</p> <p>(9) 平成25年6月の大気汚染防止法の改正など、法令等の改正に伴う修正</p> <p>●環境省HP：http://www.env.go.jp/press/104593.html</p>
<p>土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令</p> <p>平成29年10月25日公布 平成30年4月1日施行</p>	<p>(1) 土壤汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 平成29年5月19日公布の改正法の一部の施行期日を平成30年4月1日とする</p> <p>(2) 土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令 改正法の一部の施行に伴い、汚染土壌処理業の許可の基準に係る使用人の範囲を規定</p> <p>●環境省HP：http://www.env.go.jp/press/104689.html</p>
<p>「自動車騒音の大きさの許容限度」の一部改正</p> <p>平成29年12月13日施行</p>	<p>交換用マフラー（後付消音器）を装着した車両に係る近接排気騒音の規制手法として従来の絶対値規制に代わる相対値規制を導入</p> <p>●環境省HP：http://www.env.go.jp/press/104897.html</p>
<p>平成30年度環境省関係税制改正</p> <p>平成29年12月14日決定</p>	<p>平成30年度の環境省関係の税制改正について、地球温暖化対策は温暖化対策のための税を着実に実施し、揮発油税等の「当分の間税率」は維持。車体課税の一層のグリーン化推進については長期検討。廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置（軽油引取税）について3年間延長。再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）については特例率を見直した上で、2年延長 等</p> <p>●環境省HP：http://www.env.go.jp/press/104895.html</p>
<p>平成28年度の電気事業者ごとの実排出係数・調整後排出係数等の公表</p>	<p>地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告に使用する係数等（28年度分）を公表</p> <p>●環境省HP：http://www.env.go.jp/press/104919.html</p>

<p>平成29年12月20、21日公表</p>	
<p>土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等</p> <p>平成29年12月27日公布 平成30年4月1日施行</p>	<p>(1) 土壌汚染対策法施行規則の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の所有者等の同意の方法を規定 ・指定が解除された要措置区域等の台帳の調製・保管の方法、帳簿記載事項、添付図面を規定 <p>(2) 汚染土壌処理業に関する省令の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者、法定代理人及び使用人が欠格要件に該当しないことを確認するため、申請書の記載内容や添付書類を追加 ・譲渡・譲受、合併・分割及び相続の承認申請に係る記載内容及び添付書類を追加 <p>(3) 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術管理者証の交付期間を試験に合格した日から1年間としていたものを、合格した日から3年間に改正 <p>(4) 環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理票及び指定調査機関の帳簿について、電磁的記録により保存ができる旨改正 等 <p>●環境省HP : http://www.env.go.jp/press/104978.html</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令</p> <p>平成30年1月31日公布 平成30年4月1日施行</p>	<p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令</p> <p>平成29年6月16日に公布された改正法の施行期日を平成30年4月1日とし、同法附則第1条第2号に掲げる規定（電子マニフェストの一部義務化関係）の施行期日は平成32年4月1日とする</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令</p> <ol style="list-style-type: none"> ①有害使用済機器の保管等 「有害使用済機器」の定義、保管及び処分（再生を含む。）の基準の規定、有害使用済機器の保管等の届出を義務づけ ②2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例 帳簿を備えることを要する事業者として、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）を追加。認定事業者が、当該認定に係る収集、運搬、処分若しくは再生の全部又は一部を廃止したときの届出を義務づけ ③その他 <p>●環境省HP : http://www.env.go.jp/press/105057.html</p>